経済産業省

資源制約・環境制約に対応した
サーキュラーエコノミー実現に向けた取組

令和８年10月

経済産業省　GXグループ　資源循環経済課

資源循環経済政策の歩み

1991年

再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）（1991.4 制定）

- ✓ 回収した製品等を原材料として再利用（古紙利用率、廃ガラスびん利用率等）
- ✓ リサイクル配慮設計：リサイクル可能な材料選択、分解容易な設計（自動車、テレビ、冷蔵庫等）
- ✓ 分別回収のための表示（スチール缶、アルミ缶、PETボトル、ニカド電池）
- ✓ 工場等で発生する副産物（＝産業廃棄物）のリサイクルの促進（鋼スラグ、電気業の石炭灰）

1999年

1999年循環経済ビジョン（1999.7 策定）

- ✓ 循環型経済の形成のために、従来のリサイクル対策の強化に加えて、
 - 省資源化や長寿命化による廃棄物の発生抑制対策（リデュース）
 - 製品・部品の再使用（リユース）　等の本格的な導入が提言された。

2001年

資源の有効な利用の促進に関する法律（３Ｒ法）（2001.4 施行）

- ✓ リサイクル対策の強化
- ✓ リデュース、リユース対策の新設

順次品目追加
ガイドライン強化

2020年

循環経済ビジョン2020（2020.5 策定）

- ✓ 環境活動としての３Ｒ ⇒ **経済活動としての循環経済**への転換
- ✓ グローバルな市場に循環型の製品・ビジネスを展開していくことを目的に、**経営戦略・事業戦略としての企業の自主的な取組を促進**
- ✓ **中長期的にレジリエントな循環システムの再構築**

2023年

成長志向型の資源自律経済戦略（2023.3 策定）

- ✓ **競争環境整備**（規制・ルール）
- ✓ **政策支援**（サーキュラーエコノミー・ツールキット）
- ✓ **産官学連携**（サーキュラーエコノミー・パートナーシップ）

2024年

循環経済に関する関係閣僚会議の創設（2024.7 開催）

- ✓ **CEを国家戦略として取り組む政策課題と位置づけ**

資源の有効な利用の促進に関する法律の改正（2026.4 施行）

- ✓ **再生資源の利用計画の提出・報告義務化**等の新たな枠組みを創設

2026年

循環経済行動計画策定（2026.4 策定）

- ✓ **再生資源供給サプライチェーンの強靭化、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築等**を柱として、行動計画を策定

1R

法改正
対策の大幅追加

3R

CE ビジョン

CE 戦略

CE 行動計画

- 環境問題（最終処分場、大量廃棄・不法投棄）への対応
- 事業に寄与する１Ｒの推進

- 深刻化する環境問題
- 売上と相反する長寿命化等によるリデュースやリユース開始

- 国際的な環境制約・資源制約等の新たな課題
- ３Ｒについて、ビジネスの力で抜本的に推進
- 企業戦略とも整合性を強化し、成長機会につなげる

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界各国の政策動向

■各国で重要鉱物及びリサイクル資源の**輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進んでいる。**

【EU】
●EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
●廃自動車規則案暫定合意（2025年12月） 再生プラ使用義務化等
●バッテリー規則　廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
●2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】
●国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
●レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】
●重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・ｱﾙﾐ）輸入規則　緩和（2024年）を実施
●2024年に国策企業の中国資源循環集団(資本金約2千億円)を設立

【ASEAN諸国】
●不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化やE-wasteの発生量が急増による、国際連携ニーズの高まり。

【グローバル企業の取組】
●ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速。

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる日本の状況

■我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。我が国産業が競争力を強化していくためには、**一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つ**ことが重要。我が国の**経済安全保障にも直結**。

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック　約43万トン
（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額　約31兆円）

焼却処理等

食品ロス：
焼却・埋立等
約464万トン

プラスチック：
焼却・埋立等
約709万トン
（廃プラの約８割）

静脈企業売上

欧州(Veolia)：
約7.3兆円
米国(WasteManagement):
約3.3兆円
日本（DOWA）：
約6,800億円

海外輸出

金属：鉄スクラップ　771万トン　アルミスクラップ　44万トン　銅スクラップ　42万トン

プラスチック　約126万トン（国内利用の約３倍）

（注）数字は年間の値

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上の必要性

我が国資源循環の主なボトルネック

①公正な競争環境の未整備
不適正スクラップヤード問題と、不透明な商流や海外輸出ルートの存在により、公正な競争環境が損なわれている。

②原料となる循環資源が集まらない
循環資源は薄く広く不定期に発生し、回収率が伸び悩むなど、安定的な確保が見通しにくい。また、経済合理性に基づき、金属資源は海外流出・埋立、プラスチックなどは焼却が優位。海外の輸出管理措置等により循環資源の輸入に課題。

③リユース・リサイクル技術等が未成熟
製造業が使いこなせる品質を供給できる技術やインフラ等が未成熟。

④再生材需要・市場が未形成
再生材の需要を創出するためのルールやインセンティブの不足、再生材利用価値が未浸透で市場が未形成。

⑤資源循環ビジネスの事業性が未確立
資源循環産業の産業競争力が弱く、規模拡大・高効率化に向けた投資が進まない。

戦略的方向性

【自律性（他国・地域に過度に依存しない経済社会構造）】
✓**再生資源供給サプライチェーンの強靭化**により、再生材を質・量・コストの面で安定的に供給し、再生材需要の創出・ 拡大を起点とした**市場形成**
【不可欠性（重要技術等における他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性）】
✓日本の製錬技術等の優位性を活かし、同志国とも連携し、日本をハブとする**国際的資源循環ネットワーク**を構築

循環経済に関する関係閣僚会議

循環経済行動計画の決定



第4回循環経済に関する関係閣僚会議
(2026年4月)

過去の開催

第１回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年7月30日）
・第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承。

第２回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年12月27日）
・「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。

第３回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年3月6日）
・内閣官房長官（議長）より、「循環経済行動計画」を4月を目途に取りまとめるよう指示。
・構成員として、総務大臣、外務大臣、財務大臣を追加。局長級の幹事会を設置。

【構成員等】

議長　：内閣官房長官
副議長　：経済産業大臣、環境大臣
構成員　：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)
内閣府特命担当大臣(地方創生)
総務大臣、外務大臣、財務大臣
農林水産大臣、国土交通大臣

- 循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催。
- 以下の５つを柱とする**「循環経済行動計画」**を決定。

① 再生資源供給サプライチェーンの強靱化

② 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

③ 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

④ 資源循環分野の国際ルール形成

⑤ 循環経済を国民運動に

- **プラスチック**
- **鉄**
- **アルミ**
- **銅（Eスクラップ）**
- **永久磁石**

にフォーカスした施策が中心

メタルリサイクル推進戦略

- 資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、特に重要な次のベースメタル・重要物資については、2030年までの再生材供給の目標を設定し、再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。**（マクロアプローチ）**。
- その達成のため、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化に戦略的に取り組む。**（ミクロアプローチ）**。
- ※これ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。施策は主なものを記載したものであり、詳細は各施策の工程表を参照。

＜鉄＞

施策		2030年目指す姿
短期	中長期	
動静脈企業の連携による高度な選別・解体実証、設備投資	実証を踏まえた必要な設備投資	グリーン鉄の原料となる**高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保**
不適正スクラップヤード対策の導入（制度的対応）	ヤード対策・水際対策の着実な実施	

＜アルミニウム＞

施策		2030年目指す姿
短期	中長期	
再生アルミ原料の選別や不純物の除去に関する技術開発、設備投資	技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備	展伸材※の**再生アルミ原料比率の目安を約４割に**
再生アルミ原料を活用したアルミ製品の製造に係る技術開発、設備投資		

＜銅＞

施策		2030年目指す姿
短期	中長期	
e-scrap等の処理拡大に関する技術開発	実証を踏まえた必要な設備投資	**国産電解銅の約3割を、e-scrap等の再生原料由来に**
e-scrap等の輸入手続の電子化システムの開発	同志国からの輸入手続期間を短縮	
e-scrap等の国際資源循環ネットワークの構築		

＜永久磁石＞

施策		2030年目指す姿
短期	中長期	
使用済磁石の回収・解体・選別・分離精製等に関する技術開発、実証、検証	技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備	**永久磁石の原材料の約３割をリサイクルによって賄う**
同志国との国際的な磁石リサイクルネットワークの構築		

「循環経済行動計画」主要施策のプラスチック関係抜粋

再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

①再生材の利用義務化の対象拡大（改正資源有効利用促進法）

- 製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。業界の実情を踏まえつつ、対象となる**事業者の範囲の拡大**や、**他の再生資源の対象追加**を検討。
- さらに、取組が進んでいる製品については、**令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化**を行うことを検討。

②再生材利用のインセンティブ創出

- 再生材の利用拡大に向けて、**製造事業者等に対し、再生材利用に係るコストを低減するための実証・支援**を検討。

③公共調達の推進

- 2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入。
- **改正資源有効利用促進法における認定製品等の取扱いについて　令和8年度に検討。**

④再生材利用に対する消費者の理解醸成

- サーキュラーパートナーズ（CPs）等を活用し、**消費者の再生材利用製品に対する受容性や市場における評価を把握するための実証**を行う。

Circular Partners

（参考）原油やナフサをはじめとする石油関連製品の供給対応強化（ 1.(2)関連 ）

- 今般の中東情勢の緊迫化を契機に、ナフサが石油備蓄対象とされていないこと等により、ナフサ由来の石油化学製品について供給の偏りや流通の目詰まりが発生。
- 今後起こり得る事態に備え、**①国家備蓄制度における原油のナフサ利用分の確保、②原油・ナフサの調達先の多角化、③石油関連製品の生産設備の対応、④川中製品の供給体制の強化等を一体で進め、化学製品を含めた石油関連製品の供給構造の強靱化を図る。**

①国家備蓄制度における原油のナフサ利用分の確保

●現在の石油備蓄制度では、ナフサが備蓄対象となっていないが、**原油の国家備蓄制度を活用し、**今後は**ナフサの国内精製分も含めた形で原油備蓄を確保する**。

②原油・ナフサの調達先の多角化（再掲）

● 原油については、**ホルムズ海峡内に油田を有する国からの調達が９割超**。ナフサについては、原油調達のホルムズ依存度が高い国が精製したナフサも含めると**現状、ホルムズ海峡経由の調達率が約５割。**

● **ホルムズ海峡など特定のチョークポイントを経由しない原油・ナフサの輸入にかかる安定的な輸送の確保に要する費用の支援**により、供給経路の多角化を進め、**危機時と平時のリスク・コストを平準化する仕組み**の導入を検討。

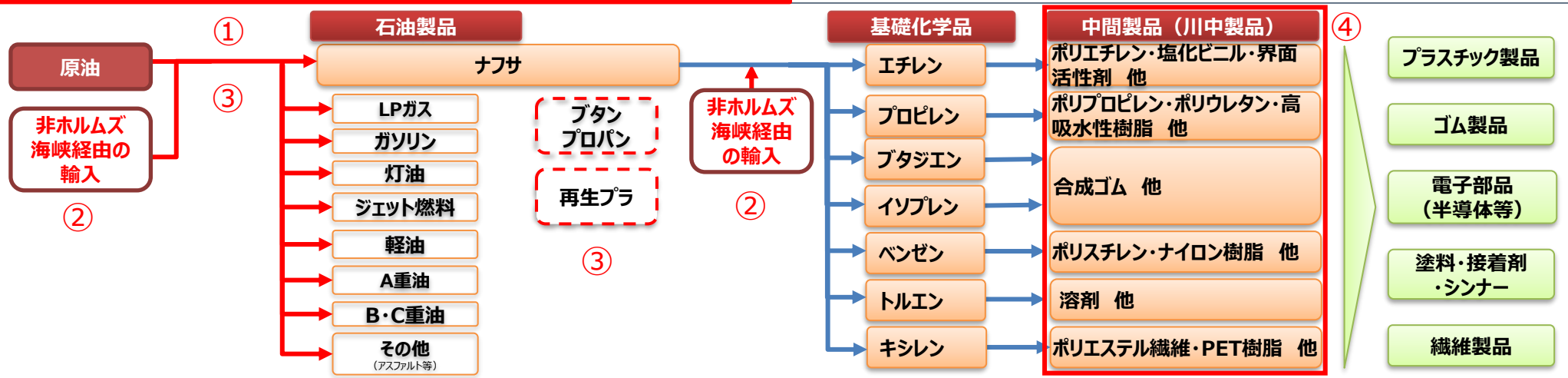
③石油関連製品の生産設備の対応

● **性状の異なる原油にも対応可能な製油所設備や、不純物除去が必要なナフサ**、ブタン・プロパン等の**ナフサ以外の原料**にも対応した**ナフサ分解炉等の新設・更新**等、多角化を進めるにあたり必要な設備支援等を推進。

● **化学製品については、再生プラスチック由来製品の供給拡大に向け、「将来の再生材利用」の制度と「設備投資・初期需要創出支援」を一体で推進。**

④川中製品の供給体制の強化

●ホルムズ海峡の封鎖等を踏まえ、**安定供給に懸念が生じる可能性がある化学製品の供給体制を強化**する。



サーキュラーエコノミー推進に必要な施策

産官学の連携

Circular Partners

担い手の発掘や横での連携を強力に進めていくために、**産官学連携の推進によるＣＥの担い手のネットワーキング、具体的なプロジェクト組成**等を強力に進める。

投資支援・技術開発

３Ｒ（リサイクル、リデュース、リユース）の取組について、**持続的なビジネスとして確立するため、ＧＸ予算等を活用し、大規模かつ長期の投資支援や、競争力強化のための技術開発等を実施する。**

投資支援とルール整備を一体的に措置

ルール整備（改正資源法）

再生材やＣＥコマース等のサーキュラーエコノミー関連分野における幅広いルール整備によるビジネス化の進展と新たな市場の創出を進める。

再生材の数値義務化を先行的に示すことで**投資予見性を高め、需給一体の拡大**を進める。

産官学の連携（サーキュラーパートナーズ（CPs））

- **サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業、業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体における有機的な連携を促進**。
- 我が国全体のサーキュラーエコノミーの**ビジョンやロードマップに加えて、情報流通基盤や地域における循環モデルの構築**についても議論を実施。
- 資源循環に係る取組において、**経済合理性や技術的課題の明確化等のための実証や設備投資についての支援**を実施（補助2/3,1/2,1/3）。今後２次公募を予定。

会員数：934者（9月30日時点）

Circular Partners

企業	：807社 （大企業：267社、中小企業：500社（うち、小規模企業：158社））
業界団体	：40団体
自治体	：37自治体
大学・研究機関	：30機関
関係機関・関係団体	：60機関

公式サイト

https://www.cps.go.jp/

CPs全体像　※各WG/SWGは相互連携

戦略推進コミッティ

＋情報発信・広報

領域別WG

業界軸での支援

プラ 容器包装 | PET | 家電 | 建設 | 鉄鋼 | 自動車 | アルミ

CE情報流通PF 構築WG

業界軸での支援

静脈側 情報流通PF構築WG | 建設 | テキスタイル | 事務機器

地域循環モデル 構築WG

地域軸での支援

実証・実装WG 自治体巻き込んだ技術実証

浸透・展開WG 地域における支援エコシステムの構築

国際連携・標準化WG

課題別の取組支援

PJ型の先進取組支援

例：実機実証センター構想等

CPsにおいて今年度実施中のプラスチック関係の実証

①広域自治体における資源循環システムの構築に向けた実証事業_大都市圏（CLOMA連携）

大都市圏をプラスチック資源の集積拠点と位置づけ、回収から再資源化までの実証（油化ケミカルリサイクル、オフィス・店舗由来プラスチック再資源化等）を通じて、**他都市圏への展開**につながる資源循環システムの確立を目指す。

実証内容

関東エリアの事業系廃プラスチックを対象に、排出段階の分別から回収・選別・ペレット化・油化、再生材による製品試作までを一貫して実証予定。

②広域自治体における資源循環システムの構築に向けた実証事業_地方都市（プラ推協連携）

地方都市を重要なプラスチック資源の発生拠点と位置づけ、中核都市に設置されたソーティングセンターにおいて高度処理を行うことで、日本全体のプラスチック資源循環により高品質な再生材を供給する**「地方都市モデル」を確立**することを目標とする。

実証内容

- 富山県をモデル地域として、**主として家庭由来のプラスチック資源を地域内で回収**の上、廃棄物の特性を踏まえステークホルダー連携による**一貫したリサイクル工程**を実証予定

③プラスチック容器包装における再生材の利用拡大に向けた実証事業

プラスチック容器包装における再生材の利用拡大を阻む構造的課題のうち、特に**「品質基準と消費者の受容性の差異が可視化されていない点」に着目**し、サプライチェーン横断的な可視化を通じて、**再生材利用拡大の可能性を実証的に検証**する。

実証内容

- **消費者が許容する品質・価格条件の傾向を把握**するとともに、**品質評価・消費者受容性・コスト構造の関係性を整理**する。あわせて、実装条件や課題を整理し、**普及ポテンシャルおよび制度面での論点を整理**予定

④複数基礎自治体における資源循環システムの経済合理化に向けた実証事業

動脈事業者が利用可能な再生材の供給量をさらに拡大していくため、周辺自治体からサーキュラーパーク九州（CPQ）への資源化処理機能集約を通した、**経済合理的な地域資源循環モデル創出に向けた実証**を行う

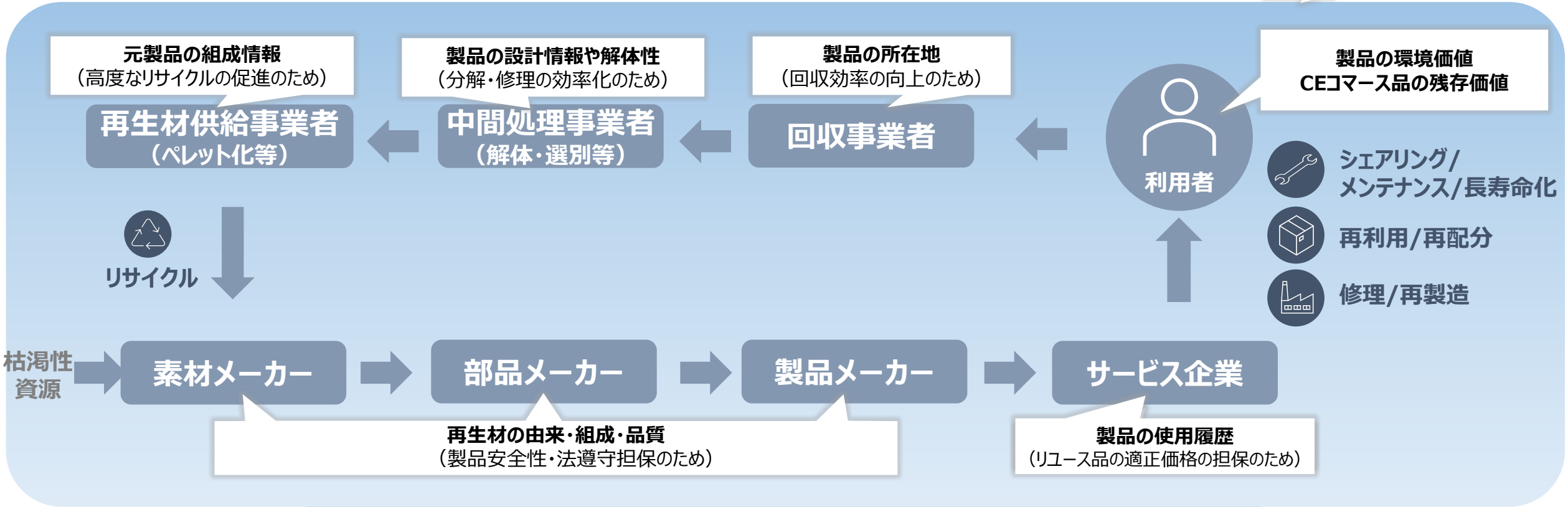
実証内容

- 薩摩川内市含む周辺４市町から、**粗大ごみ・不燃ごみをCPQへ広域回収**し、自治体ごとに最適な収集運搬パターンを設計・検証する
- CPQにおいて**再生率・量あたりの販売価格を測定するとともに、市民アンケートにより分別協力の負担や受容性を把握**する

サーキュラーエコノミーの推進におけるCE情報流通PFの役割

- サーキュラーエコノミーの推進においては、モノの長寿命化、再利用、修理、リサイクルといった**多層的な循環を適切に選択し、循環プロセスを効率的に回す必要**があるが、そのためには**モノの履歴や組成、由来といった価値情報の流通が不可欠**

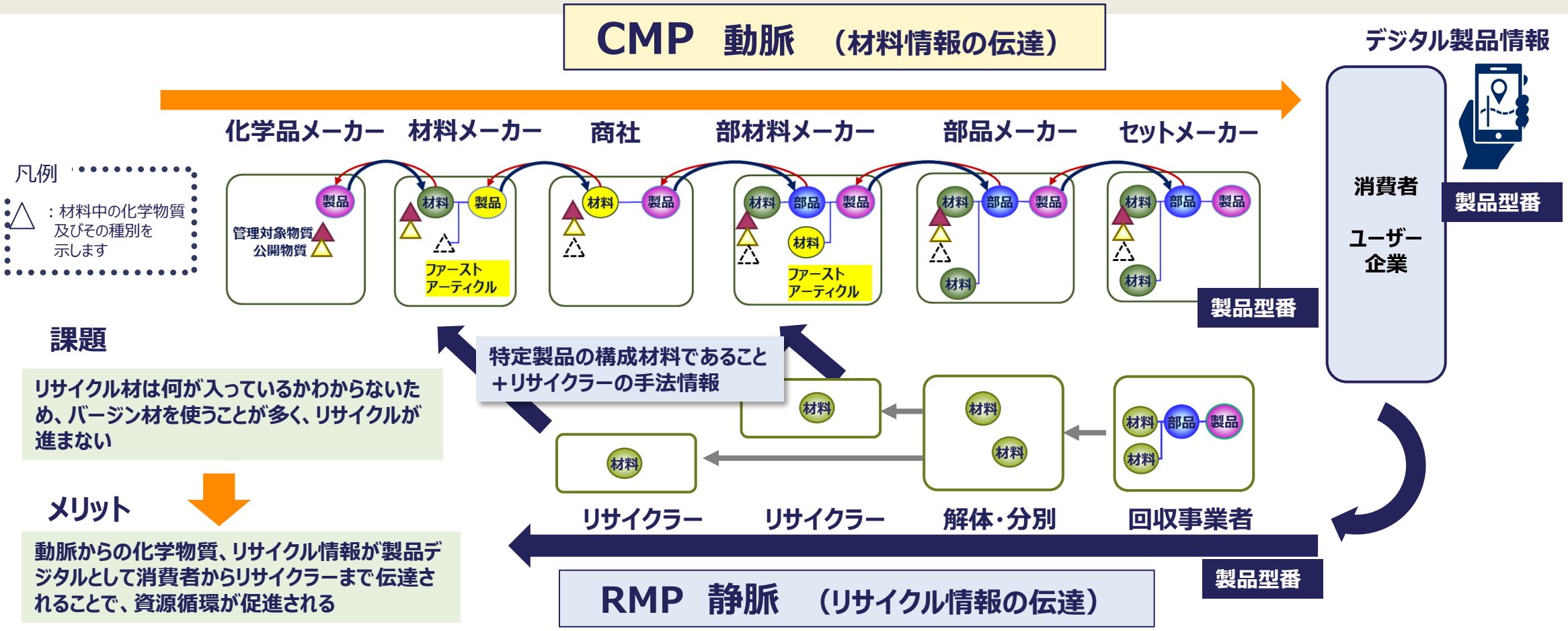
凡例：　知りたい情報例





CE情報流通プラットフォームのイメージ

CMPによる材料情報と化学物質情報伝達により製品デジタル情報が伝達され、さらにRMPによる静脈側での情報伝達により、材料メーカーにフィードバックされる。この情報があることで、バージン材でなく、リサイクル材を使うことが促進される



「自律型資源循環システム強靭化促進事業」

国庫債務負担行為含め総額　578億円　　**令和９年度概算要求額 137億円（73億円）**

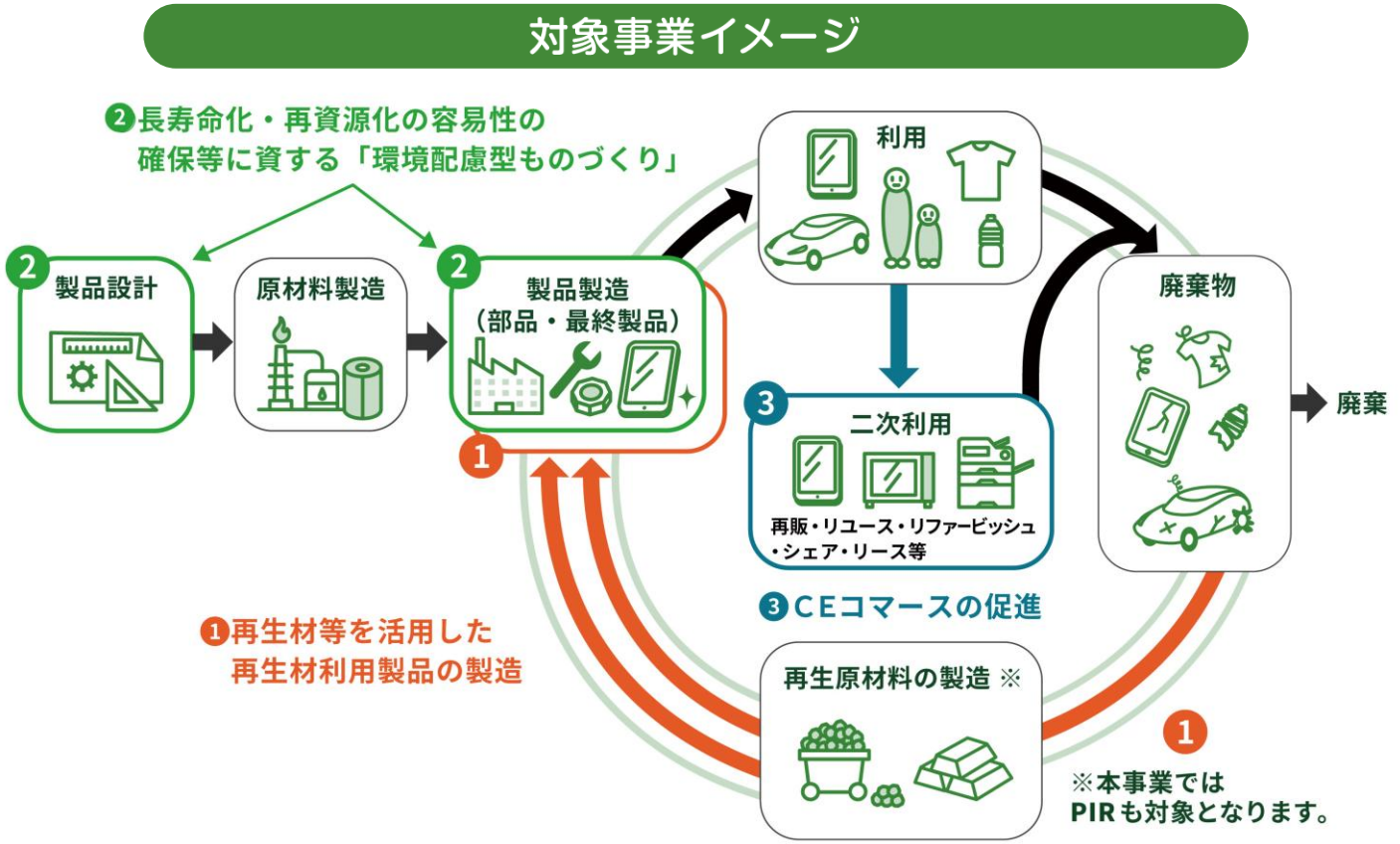
●資源循環に係る技術開発、実証及び商用化に係る建設費、設計費、設備費、工事費等に対して補助を行う。

※補助額下限：1億円

1. 再生材等を原料として活用し、再生材利用製品を製造するための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

2. 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。

3. リユース、リファービッシュ等のＣＥコマース促進のための技術開発、実証及び商用化に係る設備投資等を支援する。



投資支援事例

動静脈連携による食品トレイの水平リサイクル



課題

白色トレイ以外の
ケミカルリサイクルが困難
（PET樹脂混入の懸念）

本事業

PET混合物を含む
有色トレイ等でも
ケミカルリサイクルを実現

【事業概要】
- PET樹脂が混入しても油化可能な装置の導入
- 協業先と水平リサイクル食品トレイの製造

■採択事業者：（株）CFP
■資源循環効果：2030年末に48,000t/年の再生油製造
■CO_2削減量：約110,000t/年

廃棄衣類の自動車用部品へのリサイクル



課題

衣服は複合素材のため
リサイクル困難

本事業

自動車部品（防音材等）に
リサイクル



大祥社 HPより抜粋

【事業概要】
- 破砕機の導入
- 協業先と自動車部品の製造

■採択事業者：（株）大祥
■資源循環効果：1,200t/年の衣類廃棄物排出削減
■CO_2削減量：約12,000t/年

サーキュラーエコノミーの実現に向けたルール整備

- 現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。
- 昨年５月に成立した改正資源法が、本年４月に施行されたところ。

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

①事業者に対する再生資源の利用計画策定・定期報告の義務化

②環境配慮設計のトップランナーに対する支援措置の創設

③ＧＸに必要な原材料等の再資源化の促進

④ＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

①　再生資源の利用計画策定・定期報告

■ **脱炭素化の促進のために利用することが特に必要な再生資源（脱炭素化再生資源）を原材料として利用することが特に必要な製品（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）を指定**し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、**計画の作成**（脱炭素化再生資源の利用目標等）**及び定期の報告を求める**。これにより**再生資源の利用をモニタリングする仕組みを構築**し、必要に応じて**再生資源利用の改善を促していく**。

- 脱炭素化再生資源として、①脱炭素化の観点、②海外依存度、③技術的・経済的に利用可能であるが、量・質の確保等の課題解決に政策的措置が必要であることを指定要件として、**再生プラスチック**を指定。再生プラスチックの定義については、**プレコンシューマ材**及び**ポストコンシューマ材**の両方を含むもの（使用済物品等又は副産物を原材料として利用することができる状態にしたプラスチック）として規定する。
- 業界ヒアリングを踏まえ、**再生プラスチックの利用拡大を主導していく業界**として、**自動車**、**家電４品目**、**容器包装**（食品（飲料PETボトル除く）や医薬品を除く）を指定。
- 判断の基準として、**①目標の設定、②再生プラスチック利用促進のための技術の向上、③二酸化炭素の排出量の削減、④管理体制の整備**を規定
- 指定した業界への高品質再生材の供給能力強化を目的とした、容器包装リサイクル制度における新たな枠の創設を検討中。（ただし、制度設計として、容器包装リサイクル制度の費用負担の仕組みを踏まえ、容器包装以外の業界については、一定期間のみ対象とする想定。）

自動車	家電	容器包装
● 自動車リサイクル法による回収体制の整備、分離・再資源化に向けた課題整理・検討が進んでおり、業界として利用拡大に向け意欲的に取り組んでいる。再生プラ利用規模も大きく、国際競争力のある再生材供給産業の育成に向けて産業界をリードいただく観点から、**自動車を指定対象とした。**	● 家電リサイクル法による回収体制の整備、分離などの技術開発状況、再生プラ利用に向けた業界として意欲を踏まえ、**家電４品目を指定対象とした。**	● 容器包装リサイクル法による回収体制の整備、分離・再生技術が一定揃っていること、業界団体として意欲的な再生プラ利用目標を掲げていることを踏まえると、**容器包装を指定対象とした。**

②　環境配慮設計の促進

- **現行法**では、リサイクルの容易化や省資源化など、**環境配慮設計を進めるべき製品**（50品目）を**指定**。
- 他方、**環境配慮設計が特に優れた製品を積極的に評価し、全体レベルを底上げする仕組みがなかった**。
- このため、ライフサイクル全体の環境負荷低減に**特に優れた環境配慮設計（資源有効利用・脱炭素化促進設計）を認定**する。
- **認定を受けた製品**について、①国による**公表と周知**、②差別化できる**製品表示**、③グリーン購入法における**国の調達の基本方針への反映**、④関連設備投資への産廃処理施設整備法の指定法人による**債務保証**等、⑤**事業者等の使用**努力義務を規定。
- **なお、一般衣料品、太陽電池、IHクッキングヒーター、食洗器、窓について、環境配慮設計を進めるべき製品への追加を検討中。**

事業者が従うべき判断基準

＜家電・複写機の例＞

（リサイクルの容易化）

- **構造の工夫**（解体・分別が容易な設計）
- **原材料の工夫**（原材料の種類数の削減、添加物の不使用等）

（省資源化）

- 原材料等の使用の合理化
- 長期間の使用の促進
- 修理等の機会の確保

優れた環境配慮設計の例

＜家電＞



- ✓ 再生プラスチックを40%以上使用
- ✓ 塗装や印刷などを極力排除（リサイクルのしやすさに配慮）
- ✓ 廃棄時にリチウムイオン電池を分別しやすい設計

出典：日立グローバルファイルソリューションズ株式会社ＨＰ

＜複写機＞



- ✓ 部品リユース率は最大84%
- ✓ 部品点数の削減
- ✓ 解体した部品の運搬の容易化
- ✓ 分解、清掃、分類しやすい製品設計

出典：富士フイルムホールディングス株式会社ＨＰ

環境配慮設計の認定制度関係

- 「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」の中で、対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を制定。
- 特に優れた環境配慮設計の認定を受けるに当たっては、本指針に即した設計を行うとともに、**(1) 総合的な評価及び情報等の公表**及び**(2) 製品分野ごとに別に定める基準**に適合していることが求められる。

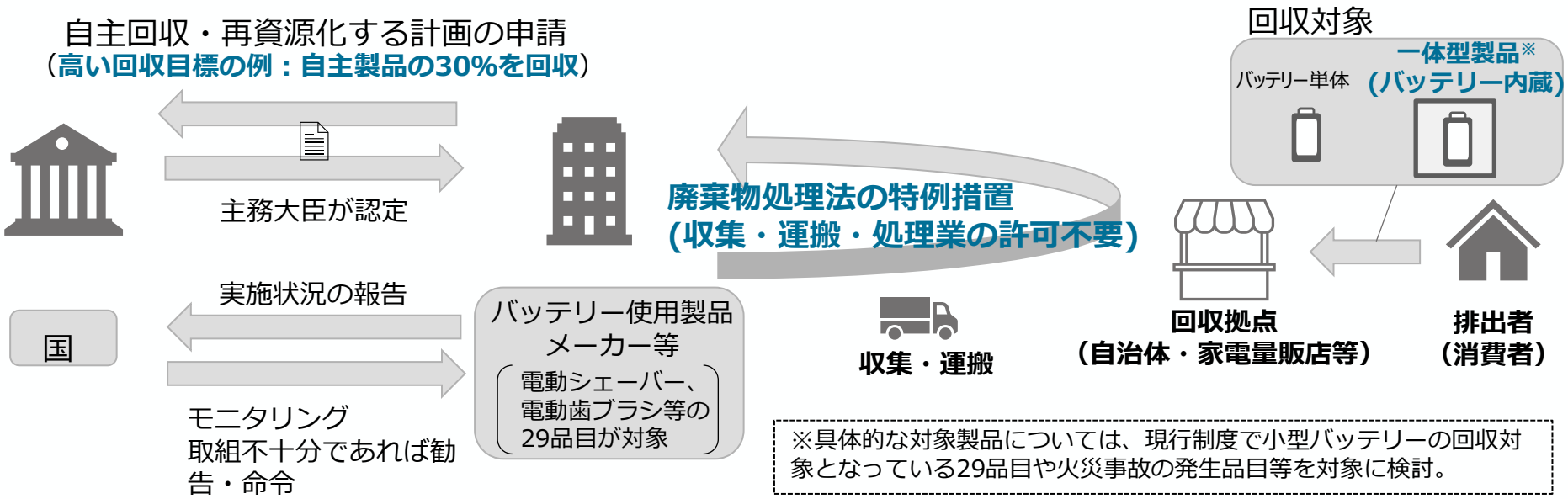
対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項			
（１）資源の有効な利用に関する項目	①原材料等の使用の合理化	②耐久性の向上	③修理等の容易化
	④分解又は分別の容易化	⑤再生資源及び再生部品の利用	⑥原材料等の工夫
	⑦収集又は運搬の容易化		
（２）脱炭素化に関する項目	①カーボンフットプリントの算定及び公表	②エネルギー使用とエネルギー効率の算定及び公表	③その他の要素（エネルギー消費量を抑制できる製品の利用等）
（３）再資源化事業者等との連携	①再資源化事業者等への情報提供	②再資源化事業者等にる事前評価及び反映	③関係者との連携
（４）安全性の確保	①製品の安全性が確保された設計の検討	②リチウム蓄電池等とその他の部品等の容易な分解又は分別	③発火する危険性が高い製品の表示
（５）その他	①水使用量の最小限化及び公表	②製品中の懸念物質の最小限化及び公表	③製品に関する情報発信
	④製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守		⑤第三者による認証制度等の活用

③　GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- **現行法**では、**小型バッテリーやその使用製品**（29品目）の**メーカー**等に、**小型バッテリー**の**回収・再資源化**を**義務付けている。**
- ただし、**①回収スキームが十分に構築されていない（広域回収には個別の自治体許可が必要）**、**②小型バッテリーの取り外しができない一体型製品が増えている**、**③消費者も小型バッテリーを分別すべきと認識しにくいこと**等から、**回収率が低い**。
- また、リサイクル現場で小型バッテリーが原因の**発火事故**が増加、**回収率向上の要請**が強まっている。
- このため、**高い回収目標等**を掲げ、**認定を受けたメーカー等には廃棄物処理法の特例**（適正処理の遵守を前提として業許可不要）**を講じ、回収・再資源化を促進**する。さらに、自主回収・再資源化の**対象製品に、電源装置（モバイルバッテリー）、携帯電話用（スマートフォン等）、加熱式たばこデバイスを追加。**

メーカー等による小型バッテリー回収の課題

1. 広域回収には個別自治体許可が必要
2. 小型バッテリー取り外し不可の一体型製品の増加
3. 消費者が小型バッテリーを分別すべきと認識しにくい

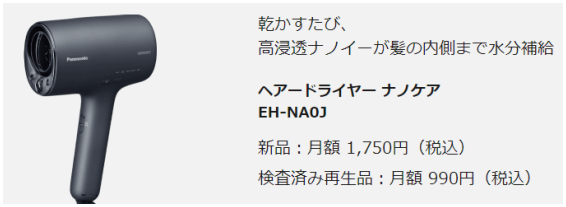


※具体的な対象製品については、現行制度で小型バッテリーの回収対象となっている29品目や火災事故の発生品目等を対象に検討。

④　サーキュラーエコノミー（CE）コマースの促進

- 現行制度では、**CEコマース**（シェアリング、リユース等の資源の有効利用につながる新たなビジネス）**を健全に育成する適切な規律が存在しない**。
- CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、**資源の有効活用や消費者の安全といった観点から事業者が従うべきCEコマースビジネスの判断基準を設定**する。
- 判断基準を勘案して、必要な指導・助言を行う。

CEコマースビジネスの例



出典：パナソニック株式会社

→高価な家電を定額利用できるサービス



出典：air Closet

→スタイリストが選んだ洋服が定額で借りられるサービス

不適切なCEコマースビジネスの例

○資源の有効活用の観点

- 軽微な損傷だけで、まだ使用できる製品が廃棄される事例

袖が汚れた服



首元がへたれた服



○消費者の安全の観点

- 中古製品の修理歴や使用状態などの重要情報が消費者に適切に開示されず、製品事故やトラブルが発生
- シェアリングサービス等において所有者から預かった製品が返却されないといったトラブルが発生

CEコマース関係

- 家電４品目（エアコン、テレビ、電気洗濯機、電気冷蔵庫）、金属製家具４品目（収納家具、棚、事務用机、回転いす）及び複写機に係る判断基準省令について、修理事業者及び賃貸事業者に対する基準を追加する改正を実施。

基本的事項（現行の製造事業者等に係る基準と同様のもの）

①原材料の使用の合理化、②長期間の使用の促進、③修理に係る安全性の確保、④事前評価　等

追加的事項（現行の製造事業者等に係る基準にないもの）

・賃貸事業者については、賃貸の用に供する期間における稼働率の向上の観点から、利用状況の管理、点検その他の保守の措置を通じて、効率的な利用を図るよう求める基準。

・修理事業者及び賃貸事業者について、その資源の有効利用に資する取組が消費者に利用され、製品が長期間使用されることが重要であることに鑑み、消費者における安全・安心の確保が重要となるため、その事業の健全性及び信頼性の確保の観点から、適時、消費者に対して、必要な情報の提供を行うよう求める基準。
　ⅰ）品質、機能、安全性、衛生状態、修理の記録／内容に関すること。
　ⅱ）保証の範囲及び責任の所在に関すること。
　ⅲ）賃貸期間中の点検その他保守や賃貸終了後の扱いに関すること。
　ⅳ）テレビ受像機の場合、個人情報を記録するものがあるものについては個人情報の削除等

プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度の見直し

収集量と処理能力の切迫への対応、社会変化に対応した適切な再商品化費用を実現し、再商品化の量・質の拡大向上、再生材利用の一層の促進を図るため、プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度について以下のとおり見直しを行う

背景 ・・・ 現状の容器包装リサイクル法の入札制度においては、以下の課題を抱えている

短期的課題 ⇒ **収集量と処理能力の切迫への対応、物価高騰を迅速に反映する必要がある**

中期的課題 ⇒ **高度な品質の再生プラスチックの供給力を強化する必要がある**

【令和８年度以降】

- **材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める**（総合的評価方式の見直し、材料リサイクル優先枠の一本化（安定枠の廃止））**→R8年度入札制度に反映**
- その上で、材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、材料リサイクル事業者各社の**材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする**（残りの30%は一般枠で入札が可能となり、落札可能量を100%活用できる）**→R8年度入札制度に反映**
- 上記変更を踏まえ、令和8年度は総合的評価方式の現行評価項目を材料リサイクル優先枠の参加要件として活用することで、材料リサイクル優先枠事業者としての質を確保する **→R8年度入札制度に反映**
- 令和9年度以降は、結果を踏まえながら、総合的評価方式の評価項目見直しを含めて柔軟に検討していく
- 以上に伴い、厳格な上限価格を**適切な上限価格に改める→R8年度入札制度に反映**

※なお、R8年度入札制度に反映した取組状況についても継続してフォロー

【令和９年度以降】

- 材料リサイクル・ケミカルリサイクルの**ジョイントでの入札**を可能とする。
- **再生材利用の高度化を図るため、「特定高品質再生材供給推進枠」を創設**し、要件を満たす再商品化事業者について、導入初年度は3万トン（全体の約5%）から始め、段階的に拡大していき、令和14年度までに最大10万トン程度まで（材料リサイクル優先枠・一般枠から等分捻出）を優先的に割り当てる。 ※制度の詳細は引き続き検討し、関係者のニーズを踏まえつつ運用開始までに固める。

リチウムイオン電池総合対策パッケージ

令和７年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議
（消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省）

リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する（2030年まで）

※下線・太字は新たな取組

①国民・事業者への周知啓発

- **多様な媒体や多言語（英語、中国語等）を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信**
- **情報を一元化するポータルサイトの設置**
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施



②製造・輸入・販売時の対策

- 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底（経産）
- **連絡不通事業者の公表（経産）**
- ネットパトロール事業による違法製品監視強化（経産）
- NITE※による発火原因究明の体制強化（経産）　※製品評価技術基盤機構
- 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示（経産）



PSEマーク



連絡不通事業者の公表

③使用時の対策

- **若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化（消費、消防、経産、環境）**
- リコール情報の周知強化（消費、経産）
- **公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知（国交）**
- **リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携（消防、経産）**
- **リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討（消防）**



注意喚起ポスター（鉄道）



製品の火災調査

④廃棄時の対策

- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進（経産、環境）
- **他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応（環境）**
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援（環境）
- **膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定（環境）**
- 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化（環境、消費）



分別回収ボックス





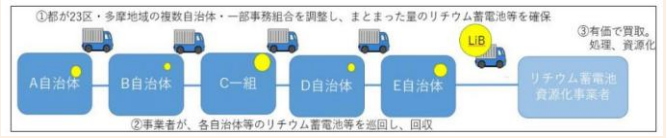
リチウムイオン電池火災防止強化キャンペーン

⑤処理・再利用の対策

- **廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援（環境）**
- **広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援（環境）**
- 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援（環境）
- リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援（経産）



AIを活用した高度選別機



広域的収集事業スキーム

サーキュラーエコノミーの取組がもたらすメリット

１．他社や他産業との連携を通した新たな視点によるイノベーション促進

１社では実現できないCEの取組を通して、様々なプレイヤーと連携し新たなビジネスチャンスを創出

２．中長期でのサステナビリティを意識した取組の促進

一筋縄では進まないCEの取組を通して、より中長期の視点から自社のビジネスを見直す機会を創出

３．前後工程や静脈産業も巻き込んだ製造プロセスの見直し

再生材の利用を検討する中で、前後工程や静脈産業との密接なやりとりが増加し、個社内の最適化を超えた静脈も含めた全体プロセスの最適化

４．CEコマースを通した、新たな顧客のニーズの理解促進

製造・販売という今までのビジネスに加えて、リースやリペアなどのCEコマースを通して、新しい業態や継続的な顧客との関係構築が可能となり、ニーズ理解の促進に寄与

５．若い世代の関心分野の取組による人材育成・やりがいの創出

サステナビリティに関心の高い若い世代が主導できる分野であり、人材育成や満足度の向上に寄与

ご清聴ありがとうございました

一般の方々向けに、**サーキュラーエコノミーに繋がる行動等をわかりやすく解説したウェブサイトを公開**しましたので、こちらもご確認下さい。

→「サーキュラーエコノミー」で検索



